見本

新時代の保育双書

保育内容
健　康

第２版

みらい

見本

はじめに

幼稚園、保育所、認定こども園に通園する幼児にとって、最も影響を受けるのが保育者（幼稚園教諭、保育士、保育教諭）です。保育者は、人生で初めて保護者から離れて協同生活をするときに出会うおとなであることから、幼児にとっては絶対的な存在なのかもしれません。言い換えれば、社会的な善悪や保育プログラムの意味合いも理解できない年齢であるが故に、保育者のすべての行動が子どもたちの成長に影響を及ぼすといっても過言ではありません。

ヒトの脳は、満６歳までの間におとなの約85～90％近くまで発育・発達します。つまり、ヒトの体だけでなく、心や社会性などもこの時期におおよその特性が形成されます。もちろん、この期間に形成された身体的、精神的、社会的特性は、一生涯にわたってその子どもの特性となり、生活習慣、対人関係、趣味・嗜好を決定づける内的要因として影響を与え続けます。昔から「三つ子（三歳児）の魂、百まで」と言われ、重要視されてきたのはそのためです。その大切な時期に保護者と同様、もしくは保護者以上に影響力をもつ保育者は、言い表せないほど重要な存在なのです。保育者が活動的な一日を過ごせば、まわりの子どもたちの活動量も活動強度も増加して活発な一日を過ごしますが、保育者が不活発であれば、子どもにも十分な身体活動量を確保できなくなります。

本書に示す保育内容「健康」に関しては、「第Ⅰ部　理論編」として、幼児期における身体の発育・発達に関する基本的な情報および幼児のけがや疾病への対応策、安全を確保するために留意すべき保育環境のあり方などについて解説しています。基本的知識を習得するとともに、幼児期における健康保持・増進を図る保育プログラムを作成するための基礎を培っていただきたいと思います。

また、「第Ⅱ部　実践編」では、実際の保育現場で用いることのできるちょっとした工夫や、幼児の関心を引きつけ、興味を深めるためのアイデアを紹介しています。幼児期における心身の健全な成長に関して最も大切なことは、戸外で元気よく友達と群れながら遊び、身体活動量を常に確保することです。おとなと違い、幼児は、健康のために体を動かすことはありません。ですから、そこには「楽しい」「おもしろい」「やりたい」という思いがなければなりません。このような思いを抱かせ、自ら進んで戸外で活発に動く習慣を身につけさせるためにも、保育者のかかわりと工夫が重要となります。

今回の本書の改訂にあたっては、2017（平成29）年に改訂（改定）された

見本

幼稚園教育要領、保育所保育指針および小学校学習指導要領において重要視される「幼児期から高等学校までの教育全体を見通した教育」に関する解説も加えました。幼児期においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」があげられていますが、いずれも心、体、社会性、認知能力にかかわるものであり、幼児期にあっては、集団における身体活動においてバランスよく育むことができる要素です。その意味で、ますます領域「健康」の担う役割は重要となります。ヒトの体や心は連続的に発育・発達していくことから、児童期を見据えながら、幼児期の計画的な保育プログラム提供が重要となるでしょう。

本書は、幼児期における心身の発育・発達、幼児体育指導、健康管理、保育者養成などに関して、これまで深くかかわってこられた多くの専門家の先生方に協力をいただき完成しました。本書がこれから保育者を目指す学生の皆さんのみならず、現職の保育者の先生方にも広く活用していただける一冊となることを願っています。

2018年 2 月

編集代表　春　日　晃　章
編　　集　松　田　繁　樹
　　中　野　貴　博

見本

●目　次●

はじめに

第Ⅰ部　理論編
—保育における領域「健康」の理解—

第１章　領域「健康」のとらえ方と目指すもの

第１節●幼児にとっての健康とは……12
　1 ── 健康とは　／12
　2 ── 幼児の心身の健康　／13
第２節●幼児の健康を取り巻く諸問題……14
　1 ── 幼児の健康と環境　／14
　2 ── 低出生体重児の増加　／16
第３節●新しい時代に向けた幼児教育と領域「健康」……17
　1 ── 幼児教育の活動全体において育みたい資質・能力　／17
　2 ── 小学校教育との連携　／18
第４節●幼稚園教育要領における「健康」とは……19
　1 ── 領域「健康」のねらい及び内容　／19
　2 ── 領域「健康」の内容の取扱い　／20
第５節●保育所保育指針における「健康」とは……21
　1 ── 養護に関わるねらい及び内容　／22
　2 ── 領域「健康」に関わるねらい及び内容、内容の取扱い　／22
第６節●幼保連携型認定こども園教育・保育要領における
　　領域「健康」とは……24
コラム１：諸外国の幼児教育における「健康」　／27

第２章　幼児の発育・発達

第１節●発育・発達とは……28
　1 ── 発育・発達の概念　／28
　2 ── 発育・発達の特徴　／28

見本

第２節●からだの発育・発達と健康……29
1 ―― 体格　／29
2 ―― 生理機能　／31
3 ―― 運動機能　／33
第３節●こころの発達と健康……34
1 ―― 情緒の発達　／34
2 ―― パーソナリティの形成　／36
第４節●社会性の発達と健康……38
1 ―― 社会性の発達　／38
2 ―― 社会性の発達と遊びの発達　／39
第５節●脳の発育・発達と健康……40
1 ―― 脳の働き　／40
2 ―― 脳の発育・発達　／43
コラム２：遊びが育てる豊かな人間性　／46

第３章　幼児の生活習慣と健康

第１節●子どもの生活習慣の現状と課題……47
1 ―― 睡眠を中心とした生活リズムの現状　／47
2 ―― 基本的生活習慣の現状　／49
3 ―― 今の子どもたちが抱える生活習慣の課題　／51
第２節●健康な生活リズムの理解と形成……52
1 ―― 健康な生活リズムの理解　／52
2 ―― 活動と睡眠（休息）のバランス　／53
3 ―― 食習慣の形成と食育　／54
第３節●基本的生活習慣の理解と形成……54
1 ―― 健康の土台としての基本的生活習慣　／54
2 ―― 基本的生活習慣の形成　／56
第４節●健全な生活習慣形成のための手法……59
1 ―― Health Quality Controlの理解　／59
2 ―― HQCの７つ道具　／60
3 ―― 生活習慣チェックの大切さと有効性　／62
コラム３：一番大切なのは生活のルールを守ること　／65

見本

第４章　幼児の健康維持・増進のための身体活動

第１節●幼児の身体活動の現状と課題……66
1 ―― 活発に体を動かす機会の減少　／66
2 ―― ４つの「間」の減少　／68
3 ―― 活動不足がもたらす諸問題　／68
第２節●幼児期運動指針……71
1 ―― 幼児期運動指針とは　／71
2 ―― 幼児期運動指針の概要　／71
3 ―― 幼児期における運動のあり方　／72
4 ―― 効果的に指針を推進するための配慮　／73
第３節●幼児期における運動遊びの効果……74
1 ―― 体力・運動能力が向上する　／75
2 ―― 丈夫で健康的な体になる　／78
3 ―― 意欲的に取り組む心が育まれる　／81
4 ―― 社会適応力が発達する　／84
コラム４：運動やスポーツについて「話す」だけでも効果あり　／88

第５章　保育における運動指導と留意点

第１節●幼児期に身につけたい基本的動作……89
1 ―― 基本的動作とその分類　／89
2 ―― 幼児期における年齢別にみた運動のあり方　／91
第２節●運動指導の保育プログラム……93
1 ―― 手具を使った遊び　／93
2 ―― 伝承遊び　／97
3 ―― 指導計画の作成について　／100
第３節●運動遊びの指導上の留意点 ……102
1 ―― 運動遊び指導時のポイント　／102
2 ―― 適切な運動遊びのプログラム　／104
第４節●特別支援児に対する健康教育と運動指導 ……105
1 ―― 幼稚園・保育所等における特別支援　／105
2 ―― 健康教育指導上の配慮　／108
コラム５：運動ができるようになるための魔法の言葉　／112

見本

第６章　健全な発育・発達の測定と評価方法

第１節●体格の測定評価 …… 113

1 ―― 肥満度とは　／113

2 ―― 肥満度の計算　／114

3 ―― 体格の評価方法　／115

4 ―― 肥満度の計算と体格評価の事例　／116

5 ―― Body Mass Index（BMI）による体格評価　／116

第２節●体力・運動能力の測定評価 …… 117

1 ―― 体力・運動能力テスト実施時の留意点　／117

2 ―― 主なテストの測定方法　／119

第３節●身体活動量の測定評価 …… 129

1 ―― 身体活動量の測定　／129

2 ―― 身体活動量の評価　／130

第４節●幼児の心理のとらえ方　―運動遊びと運動有能感― …… 133

第５節●幼児の社会性のとらえ方　―運動遊びと社会性― …… 134

コラム６：世界の肥満対策は子どもから　／136

コラム７：子どもの肥満とやせの現状と環境的要因　／137

第７章　安全管理と安全教育

第１節●幼児のけがや事故の現状 …… 138

第２節●安全管理と安全教育の必要性 …… 140

1 ―― 安全管理の必要性　／140

2 ―― 安全教育の必要性　／141

第３節●幼児期におけるけがや事故の原因と特徴 …… 141

第４節●効果的な安全管理と安全教育 …… 142

1 ―― 効果的な安全管理　／142

2 ―― 効果的な安全教育　／144

第５節●応急処置法 …… 146

1 ―― 応急処置の基本　／146

2 ―― 各種応急処置法　／148

3 ―― 幼児期に特に重要な応急処置　／151

4 ―― 心肺蘇生法　／154

見本

5 ―― AED（自動体外式除細動器）　／155
第６節●幼児の疾病とその対応策および衛生管理 …… 156
1 ―― 幼児の疾病　／156
2 ―― 感染症について　／156
3 ―― 衛生管理　／159
コラム８：小さなけがの体験が大きなけがから身を守る　／161

第Ⅱ部　実践編
―保育者のための実践アイデア集―

実践１　ちょっとした工夫で広がる運動遊び

第１節●遊びの展開と演出を工夫する …… 164
第２節●鬼遊びを例にした遊び方の工夫 …… 164
1 ――「しっぽとり」遊びの発展　／164
2 ――「タヌキとキツネ」遊びの発展　／166
3 ――「サメ君とカツオ君ゲーム」遊びの発展　／167
4 ――「じゃがりこちょこちょ」遊びの発展　／168

実践２　運動遊びにかかわる実践アイデア集

第１節●３年間を通した計画的な運動遊びプログラムの導入 …… 170
第２節●ライン（線）の活用 …… 171
第３節●がんばりカードの活用 …… 172
第４節●ちょっとしたアイデアグッズの考案 …… 172
第５節●新聞紙ボールの活用 …… 173
第６節●合い言葉やキーワードを活用して盛り上げる …… 174
第７節●固定遊具の活用　―サーキット遊び― …… 174
第８節●室内サーキット遊び　―巧技台などの活用― …… 175
第９節●伝承遊びの活用　―今月の伝承遊び― …… 176
第10節●遊びのしかけ１　―泥団子づくり専用スペース― …… 177
第11節●遊びのしかけ２　―遊びたくなる手づくり遊具― …… 178
第12節●遊びのしかけ３　―跳びたくなるしかけ― …… 179

見本

第13節●せんせい追いかけっこ　―３分間走―　……182
第14節●運動会プログラムの工夫　―運動会の練習を活用する―　……182
第15節●運動会プログラム案　―運動を前面に出したプログラム―　……183
第16節●子ども自身に戸外遊びの大切さを伝える　……185

実践３　HQC手法を使った子どもの生活習慣改善法

第１節●生活習慣上の問題点を整理する　―特性要因図の作成―　……187
　１ ―― 事例紹介　／187
　２ ―― 特性要因図の作成事例　／187
第２節●HQCチェックシートを作成し、実践する　……189
　１ ―― HQCチェックシートの作成事例　／189
　２ ―― 生活習慣チェック活動　／190
第３節●HQC活動の効果　……190

実践４　手軽な「七つ道具」で広げる運動遊び

第１節●「新聞紙」を用いた運動遊びの展開例　……194
第２節●「牛乳パック」を用いた運動遊びの展開例　……196
第３節●「フラフープ」を用いた運動遊びの展開例　……199
第４節●「ゴムひも」を用いた運動遊びの展開例　……202
第５節●「タオル」を用いた運動遊びの展開例　……205
第６節●「長縄」を用いた運動遊びの展開例　……208
第７節●「短縄」を用いた運動遊びの展開例　……210

幼児期運動指針　／213
索引　／219

見本

第1章 領域「健康」のとらえ方と目指すもの

◆キーポイント◆

新しい子ども・子育て支援制度、いわゆる「子ども・子育て関連３法」が2012（平成24）年に成立し、2015（平成27）年４月から施行されており、今ほど保育・幼児教育を囲む制度や社会・政治情勢が激変しつつある時期はない。しかし、子どもの保育や幼児教育にかかわる誰もが、子どもが健康であってほしいと考えていることは普遍的事実であり、子どもが健やかにのびのびと成長するために、よりよい環境を構築することは共通の願いである。

本章では、幼児にとっての「健康」とは何か、幼児の健康を取り巻く諸問題を考え、次に対等に位置づけられた幼稚園教育要領と保育所保育指針における「健康」について検討し、さらに新しい時代に向けた幼児期の「健康」について概観していく。

第１節 ● 幼児にとっての健康とは

1 ── 健康とは

(1) 健康の定義

子どもの保育や幼児教育にかかわる誰もが、子どもが健康であってほしいと考えている。そして、保育内容「健康」のめざすものは、子どもの健康の実現、つまり、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う」ことである。「健康」は世間一般でも日常的によく用いられている耳慣れた言葉であるが、まず一般的な意味で健康であるとはどういうことかを確認しておこう。

世界保健機関（WHO：World Health Organization）は、医療のみならず幅広い分野で人々の健全で安心・安全な生活を確保するための取り組みを行っている組織であるが、その憲章前文のなかで「健康」について、次のように定義している。

> Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

見本

（健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいう。）

（日本WHO協会訳）[1)]

(2)　健康の定義が意味すること

前述の定義では、単に病気にかからない・かかりにくいといった肉体的な側面ばかりでなく、精神的な側面や社会的な側面にまで言及しており、幅広く健康がとらえられている。つまり、精神的に安定し（不安や緊張がなく）、意欲的な状態であること、他者とのかかわりのなかで協力したり自らの役割を果たしたりしながら、社会生活を営んでいくことができることも健康の重要な側面であるとされている。「健康」という言葉のなかには、身体のみならず心の健康という意味が含まれており、「心身の健康」をさすことは自明の理である。このような健康に関する幅広い解釈は重要であり、特に保育や幼児教育との関連で健康を考えるうえで大切になってくる。

ところで、先天的あるいは後天的要因により心身に障害がある場合は、どのように考えればよいだろうか。前述の要件をすべて満たしていない場合、健康ではないのであろうか。しかし、たとえば車椅子を必要とする肢体不自由者の場合、車椅子を用いて一人で自由に行動できる施設設備が整い、周囲の人々が協力的で理解があり何ひとつ不自由なく暮らせる環境があり、（たとえばパラリンピック選手のように）その人自身も意欲的にいきいきと生活できているときには、十分健康な状態であるといえよう。反対に、視覚障害者用点字ブロックが整備され、移動の自由が保障されていたとしても、そのうえに自転車が駐輪されていたり、障害のある人々に対して誰も介助や補助をしようとしない社会に暮らす場合、そしてその人が意欲や希望がもてないような状況にある場合、社会的に健康な状態とはいえないだろう。つまり、健康は、心身の状態はもちろん、社会構造やライフスタイル、人生の価値観など、さまざまな要因に影響を受けると考えられる。

2 ── 幼児の心身の健康

(1)　幼児の健康を考えるうえで大切なこと

成人の場合、現在の健康状態をもち続け、現在より高いレベルの健康を得ようとする「健康の維持・増進」が重要である。子どもの場合も同様に健康の維持・増進は大切だが、絶えず身体が成長しているため、特に重要なのは健康の増進である。

見本

幼児は個人差や生得的な条件に左右されながら日々発育・発達している。ここで忘れてはならないのは、幼児は無菌室ではなく、病原体（細菌やウィルス、カビ等）が存在する環境で育つことで、各種感染症の罹患（りかん）を繰り返しながら免疫力を高め、より高いレベルの健康を獲得していくことである。また、健康を支える運動能力にしても、日常生活における遊びや運動時に生じる数々の小さなけがの体験を経て、より向上していくのである。つまり、幼児の健康は病気やけがを繰り返し、さらに社会的能力の成長に必要な集団生活における諸問題を乗り越えていくことで、より高いレベルの健康を獲得できるのである。

(2)　幼児の健康と生活習慣

幼児期は運動・食事（栄養）・睡眠（休養）・衛生の習慣など生命を維持するために必要な生活習慣の基礎が確立される時期である。そのため、日常生活のなかで体を動かす習慣を定着させ、それと並行して、合理的な食事と生体リズムに合った十分な睡眠、うがいや手洗いなど衛生の習慣を身につけることが重要である。子どもの場合、それらの習慣を子ども自身で獲得していくことは難しい。身近なおとながそれらの習慣の獲得の手助けをする必要があり、おとなが適切にかかわることによって、幼児の健康は日々維持・増進されていくのである。また、なにげなく生活するおとなの生活習慣が子どもに反映することを忘れてはならない。

第２節 ● 幼児の健康を取り巻く諸問題

1 ―― 幼児の健康と環境

子どもの生活の場であり、成育環境でもある家庭や地域社会に目を向けると、少子化や核家族化などの家族形態の変化、地域生活や自然環境の変化、国際化や情報化の進展、仮想現実の日常化など急激な変化がみられる。

(1)　子どものロコモティブシンドローム予備群

これら社会環境や生活様式の変化は、子どもの遊ぶ場所、遊ぶ仲間、遊ぶ時間の減少を引き起こし、そして、交通事故や犯罪への懸念なども相まって体を動かして遊ぶ機会は大きく減少している。その結果、骨や筋肉などの運

見本

動器に問題がある子どもが増加しており、それらの子どもはロコモティブシンドローム※1予備群とも呼ばれる。2014（平成26）年４月学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令[2]では、健康診断時に「四肢の状態」が必須項目に加えられ、四肢の形態および発育並びに運動器の機能の状態に注意することが規定された。

※１　子どものロコモティブシンドローム
ロコモティブシンドローム（locomotive syndrome）とは、運動器の障害により要介護や要介護リスクの高い状態のことである。略して、ロコモという。日本整形外科学会が2007（平成19）年に提唱した。もともとは高齢者を対象とした概念であるが、外遊び・運動不足を原因として子どもにもロコモ予備群が存在するといわれている。

(2)　環境汚染の被害者は子ども

地球規模では地震などの天災・天変地異のみならず、温暖化やオゾンホール、環境ホルモンやPM2.5※2の問題など、人為的な環境破壊や汚染に起因する現象が出現してきている。日本における環境汚染物質による事件を振り返ると、イタイイタイ病（1950年代）、胎児水俣病（1957（昭和32）年）、四日市ぜんそく（1960年代）、サリドマイド（1960年代）、カネミ油症（1968（昭和43）年）、ダイオキシン･内分泌かく乱物質（1990年代）などがあり、それらの主な被害者は胎児や子どもである。

環境化学物質による一番の被害者がなぜ胎児や子どもになるかというと、胎児は器官形成の臨界期にあり脆弱であることが原因にあげられ、子どもにおいては化学物質を解毒し排泄する能力が低いこと、皮膚のバリア(障壁)が未熟かつおとなよりも相対的に体表面積が大きく、有害物質の摂取量が多くなること、脳中に必要な物質のみを取り込むためのバリアである血液脳関門が生後６か月まで不完全であることなど生体防御機構の未熟さが考えられる。

※２　PM2.5
PM2.5とは、直径2.5μm（マイクロメートル）以下の微粒子状物質のことである。

(3)　環境汚染に対する日本の取り組み―エコチル調査開始―

2009（平成21）年主要８か国首脳会議（Ｇ８：サミット）環境大臣会合で、日本では児童の免疫系疾患（ぜんそく等)、先天異常（ダウン症、水頭症等)、生殖異常などが急激に増えていることが報告された。その要因として環境中の化学物質の増加があげられ、大規模な疫学調査を各国が協力して実施することが提案された。そして、わが国では、環境省が「胎児期から小児期にかけての化学物質ばく露は身体発達、先天異常、精神神経発達障害、免疫系・代謝・内分泌系の異常などに影響を与えているのではないか」という仮説を検証するため、2011（平成23）年から10万組の子どもたちとその親を対象とした「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査：「エコロジー」と「チルドレン」を組み合わせた造語)」を開始した。子どもが母親の体内にいるときから13歳になるまで定期的に健康状態を確認し、環境要因が子どもたちの発育・発達にどのような影響を与えるのかを明らかにする大規模な疫学調査である。

見本

●学びの確認

①WHOの「健康」の定義が意味することを考えてみよう。

②幼児の健康を取り巻く諸問題についてまとめてみよう。

③幼稚園教育要領および保育所保育指針における「健康」をまとめてみよう。

●発展的な学びへ

①幼児の健康に関する問題について詳細に調べ、問題の解決策を具体的に考えてみよう。

②健康に関する事柄について、幼稚園・保育所と小学校がよりスムーズに連携するための方策について考えてみよう。

引用文献

1）日本WHO協会：健康の定義について
http://www.japan-who.or.jp/commodity/kenko.html

2）文部科学省「学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）」2014年
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1347724.htm

3）小児環境保健疫学調査に関する検討会「小児環境保健疫学調査に関する検討会報告書」2008年　http://www.env.go.jp/chemi/report/h20-02.pdf

4）佐藤拓代『低出生体重児保健指導マニュアル～小さく生まれた赤ちゃんの地域支援～』2012年　大阪府立母子保健総合医療センター企画調査部　厚生労働省

5）厚生労働省「平成22年度『出生に関する統計』の概況　人口動態統計特殊報告」
http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/syussyo06/index.html

6）福岡秀興「新しい成人病（生活習慣病）の発症概念―成人病胎児期発症説―」『京都府立医科大学雑誌』第118巻第８号　2009年　pp.501－514

参考文献

中央教育審議会答申（抄）「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について―子どもの最善の利益のために幼児教育を考える―」2005年
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/attach/1298452.htm

NHKクローズアップ現代「子どもの体に異変あり～広がる“ロコモティブシンドローム”予備軍～」2014年４月23日放送（NHK ONLINE）
http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02_3489_all.html

エコチルワーキンググループ・環境省「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）仮説集」2010年
http://www.env.go.jp/chemi/ceh/outline/data/h22_3_kasetsushu.pdf

環境省・小児の環境保健に関する懇談会「小児の環境保健に関する懇談会報告書」2006年
http://www.env.go.jp/chemi/report/h18-04/main.pdf

環境省・小児の環境保健に関する懇談会「小児の脆弱性の要因　別添資料１」2006年
http://www.env.go.jp/chemi/report/h18-04/mats.pdf

柏女霊峰他編『事例でわかる！　保育所保育指針・幼稚園教育要領―保育実践への具体的な活かし方―』第一法規　2009年

河邉貴子編『演習 保育内容 健康』建帛社　2008年

見本

●○●　コラム１　●○●

諸外国の幼児教育における「健康」

日本の幼稚園教育要領や保育所保育指針における保育のねらいは、幼児期に育つことが期待される心情、意欲、態度であって、具体的な能力の獲得を目的としない。つまり、「この能力を身につけるためにこの活動を行う」という考え方はしていない。では、外国の幼児教育の考え方はどのようになっているのだろうか。

オーストラリアでは、政府によって就学前教育の基準が示されている。そのなかで、健康の維持・増進に関係する事柄として、全身の運動や手先などの微細な運動の能力を養うことが保育者に求められている。一方、アメリカには国としての統一基準はなく*、州ごとに多様な基準が設定されているが、多くの州で走る、跳ぶ、投げる、服を着るなど、具体的な行動が身体的発達や健康増進にかかわる項目のなかに示されている。つまり、オーストラリアやアメリカにおいては、能力の獲得に関する事柄も保育の内容として明確に位置づけられている。

日本でも、幼児教育現場において、あることができるようになるための活動は日常的に行われている。しかし、これは、子ども自身の興味・意欲から始まった活動に対して保育者が援助した結果であったり、意欲をもって物事に取り組む子どもを育てるために保育者が働きかけた結果であったりする。つまり、能力を身につけさせることが目的になっているのではなく、保育者のかかわりの結果、能力が身についたということである。幼児期の教育において能力の獲得という視点は重要であるが、保育者はそのことが第一目的とならないよう、大きな視点をもつことが大切である。

＊国家レベルでの指針はないものの、全米乳幼児教育協会（NAEYC）が出版している“*Developmentally Appropriate Practice in Early Childhood Programs (DAP)*”は、アメリカ内外の乳幼児教育に多大な影響を与えている。

参考文献

The Australian Government Department of Education, Employment and Workplace Relations, *The Early Years Learning Framework for Australia,* 2009.

The Ohio Government Department of Education, *Early Learning and Development Standards* .
http://education.ohio.gov/Topics/Early-Learning/Early-Learning-Content-Standards

Illinois state board of education, *Illinois Early Learning and Development Standards,* 2013.